



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年10月19日金曜日 第302号

◇ 目 次 ◇

自衛官候補生の採用試験（2件）.....	（総務管理課）... 911
第二種特定鳥獣に係る捕獲等ができる区域の指定.....	（自然保護課）... 912
休猟区の指定.....	（ " ）... 912
特定猟具使用禁止区域の指定.....	（ " ）... 915
指定自立支援医療機関の指定.....	（障がい福祉課）... 916
保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示（4件）.....	（森林整備課）... 916
保安林の指定施業要件の変更.....	（ " ）... 918
公共測量の実施の通知.....	（道路維持課）... 918
住宅確保要配慮者居住支援法人の指定.....	（建築住宅課）... 918
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	（東予地方局環境保全課）... 918
土地改良区役員の就退任の届出.....	（東予地方局農村整備課）... 920
土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧.....	（ " ）... 921
指定道路の指定.....	（東予地方局四国中央土木事務所）... 921
開発行為に関する工事の完了.....	（中予地方局建築指導課）... 921
指定障害福祉サービス事業の廃止.....	（南予地方局地域福祉課）... 921

公 告

准看護師試験の施行.....	（医療対策課）... 922
----------------	----------------

監 査 公 表

包括外部監査結果に基づく措置の公表.....	（監査事務局）... 922
定期監査結果の公表.....	（ " ）... 923

教育委員会規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則.....	（教育総務課）... 931
愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則等の一部を改正する規則.....	（高校教育課）... 932

教育委員会告示

平成31年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項.....	（高校教育課）... 934
平成31年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項.....	（ " ）... 939
平成31年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項.....	（特別支援教育課）... 941

告 示

○愛媛県告示第981号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中村時広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
（男子） 平成30年11月18日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
（女子） 平成30年11月18日（日）	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第982号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 平成30年12月16日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 平成30年12月16日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第983号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第1項の規定に基づき、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等を行うことができる区域を指定する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

区 域	存続期間	捕獲等を行うことができる第二種特定鳥獣の種類
四国中央市市内の三ツ足山休猟区の全域	平成30年11月1日から平成33年10月31日まで	イノシシ、ニホンジカ
四国中央市市内の翠波休猟区の全域	同 上	同 上
新居浜市市内の三の森休猟区の全域	同 上	同 上
西条市市内の湯浪休猟区の全域	同 上	同 上
西条市市内の石鎚休猟区の全域	同 上	同 上
西条市市内の臼坂休猟区の全域	同 上	同 上
今治市市内の上浦南休猟区の全域	同 上	同 上
東温市市内の松瀬川休猟区の全域	同 上	同 上
東温市市内の塩ヶ森休猟区の全域	同 上	同 上
松山市市内の中島本島北・睦月島・野忽那島休猟区の全域	同 上	同 上
伊予郡砥部町市内の満穂休猟区の全域	同 上	同 上
伊予市市内の三秋休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町市内の二籠休猟区の全域	同 上	同 上
上浮穴郡久万高原町市内の菅行休猟区の全域	同 上	同 上
喜多郡内子町市内の中川休猟区の全域	同 上	同 上
喜多郡内子町市内の雨霧休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市市内の山鳥坂休猟区の全域	同 上	同 上

喜多郡内子町市内の只海休猟区の全域	同 上	同 上
大洲市市内の大洲松尾休猟区の全域	同 上	同 上
西予市市内の惣川休猟区の全域	同 上	同 上
西予市市内のかぶとが森休猟区の全域	同 上	同 上
西予市市内の卯之町・俵津休猟区の全域	同 上	同 上
八幡浜市・西宇和郡伊方町市内の伊方・保内休猟区の全域	同 上	同 上
北宇和郡鬼北町市内の御開山休猟区の全域	同 上	同 上
北宇和郡松野町市内の豊岡休猟区の全域	同 上	同 上
宇和島市市内の北灘休猟区の全域	同 上	同 上
南宇和郡愛南町市内の増田休猟区の全域	同 上	同 上

○愛媛県告示第984号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	区 域	存続期間
三ツ足山休猟区	四国中央市新宮町馬立の市道和田小屋線と県道川之江大豊線との交点を起点とし、同県道をほぼ南に進み笹ヶ峰 ^{すい} 隧道で愛媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界を南西に進み、椽尾山（1,222.1メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、旧伊予三島市と旧宇摩郡新宮村と高知県大豊町との境界の交点に至る。ここから旧伊予三島市と旧宇摩郡新宮村との境界をほぼ北に進み、三ツ足山（1,105メートル）を経て、更に同境界を北西に進み、同市道に出る。ここから同市道をほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	平成30年11月1日から平成33年10月31日まで

<p>翠波休猟区</p>	<p>四国中央市寒川町の長谷川右岸と松山自動車道との交点を起点とし、ここから同自動車道を東に進み、中曾根鳥獣保護区界に至る。ここから同区界を南ないし東に進み、法皇山脈に通じる山道に出て、同山道をほぼ南に進み、林道馬瀬線に出る。ここから同林道を南ないし西に進み、林道虫仏山線との交点に至る。ここから同林道を南ないし東に進み、市道法皇線に出る。ここから同市道を西ないし北西に進み、同市管理の作業道との交点に至る。ここから同作業道をほぼ北西に進み、林道観音谷線に出る。ここから同林道をほぼ北西に進み、長瀬橋東端に至る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>四国電力送電線（重信線）下に至り、ここから同送電線下を北西に進み、ヨソ山に通じる山道との交点に至り、ここから同山道をほぼ北に進み、旧温泉郡川内町と旧温泉郡重信町との境界で稔山に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ北東に進み、四国電力送電線（北松山線）下に至り、ここから林道松瀬川本谷線に通じる山道を東ないしほぼ南に進み、同林道に出る。ここから同林道をほぼ南に進み、同県道に出て、同県道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>三の森休猟区</p>	<p>新居浜市大永山の県道新居浜別子山線の新仙雲橋南端を起点とし、ここから同県道を南に進み、通称銅山越山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ南東に進み、旧新居浜市と旧別子山村との境界に至る。ここから同境界をほぼ南西に進み、西山三角点（1 A28.7メートル）を経て、通称大坂屋敷越で同県道に通じる歩道との交点に至る。ここから同歩道を南西ないしほぼ北に進み、東鈴尾谷川と西鈴尾谷川の合流点に至る。ここから同川右岸を下流に進み、足谷川に出る。ここから同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>東温市則之内の国道11号と県道美川川内線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ南に進み、林道梅ヶ谷永子線との交点に至り、ここから同林道をほぼ南東に進み、同市と上浮穴郡久万高原町との境界に至る。ここから同境界をほぼ西に進み、同町と旧温泉郡川内町と旧温泉郡重信町との境界の交点に至る。ここから旧温泉郡川内町と旧温泉郡重信町との境界をほぼ北西に進み、表川に出る。ここから同川左岸を上流に進み、川内橋で県道松山川内線との交点に至り、ここから同県道を南東に進み、同国道に出て、同国道を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>湯浪休猟区</p>	<p>旧周桑郡小松町と旧周桑郡石根村との境界と国道11号の交点を起点とし、ここから同境界を南に進み、歩道南川横峰寺線（四国のみち）に出て、同歩道を東ないし南に進み、旧周桑郡小松町と旧西条市との境界に至り、ここから同境界を南に進み、林道平野線に通じる作業道との交点に至る。ここから同作業道を南西に進み、県道石錠丹原線に通じる歩道（四国のみち）に至り、ここから同歩道をほぼ北西に進み、同県道に出て、更に同県道をほぼ北西に進み、同国道に出る。ここから同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>松山市の中島の区域のうち、市道大浦吉木線及び同市道の延長線で分断される北側の区域並びに睦月島・野忽那島休猟区</p>	<p>同 上</p>
<p>石錠休猟区</p>	<p>旧周桑郡小松町と旧西条市との境界と加茂川との交点を起点とし、ここから同境界を南に進み、石錠山系鳥獣保護区界に至り、ここから同区界をほぼ西に進み、林道折掛石錠線に出る。ここから同林道を高瀬橋に向かって進み、同橋で同川に出て、同川左岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>旧伊予郡広田村と旧伊予郡砥部町と上浮穴郡久万高原町との境界の交点を起点とし、ここから同町と伊予郡砥部町との境界をほぼ南に進み、大堂ヶ峠で上組に通じる山道に出て、同山道を西に進み、上組を経て、更に同山道を西に進み、町道仙波線に出る。ここから同町道をほぼ西に進み、国道379号に出て、同国道をほぼ北に進み、旧伊予郡広田村と旧伊予郡砥部町との境界に至る。ここから同境界を東に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>白坂休猟区</p>	<p>西条市丹原町梶の天子川と中山川との合流点を起点とし、ここから同川左岸を上流に進み、同市と東温市との境界に至り、ここから同境界をほぼ北に進み、稔山三角点（916.6メートル）に至る。ここから天子川に至る谷を東に進み、同川に出て、同川右岸を下流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>	<p>伊予市大平の国道56号の大平橋南端を起点とし、ここから同国道を南東ないし南に進み、旧伊予市と旧伊予郡中山町との境界に至る。ここから同境界をほぼ南に進み、旧伊予市と旧伊予郡中山町と旧伊予郡双海町との境界の交点に至り、ここから旧伊予市と旧伊予郡双海町との境界をほぼ北西に進み、海岸線に出て、その海岸線をほぼ北東に進み、森川河口に至り、ここから同川左岸を上流に進み、起点に至る線に囲まれた区域</p>	<p>同 上</p>
<p>上浦南休猟区</p>	<p>大三島の今治市上浦町の区域のうち、県道大三島上浦線及び同県道の延長線で分断される南側の区域</p>	<p>同 上</p>	<p>上浮穴郡久万高原町黒藤川の県道美川川内線と町道木地線との交点を起点とし、ここから同町道を北東ないしほぼ西に進み、農道置俵線との交点に至る。ここから同農道をほぼ北西ないし東に進み、町道養川線に出て、同町道をほぼ東ないし北西に進み、同県道に出て、同県道をほぼ北東に進み、国道494号との交点に至る。ここから同国道をほぼ東に進み、愛</p>	<p>同 上</p>
<p>松瀬川休猟区</p>	<p>東温市松瀬川の県道湯谷口川内線の新仏生川橋西端を起点とし、ここから仏生川右岸を上流に進み、</p>	<p>同 上</p>		

	媛県と高知県との境界に至る。ここから同境界をほぼ南ないし南東に進み、よらきれ部落に通じる山道との交点に至る。ここから同山道をほぼ西に進み、林道長崎明神山線に出る。ここから同林道をほぼ西に進み、同県道に出て、同県道をほぼ西に進み、起点に至る線に囲まれた区域				に至る線に囲まれた区域			
菅行休猟区	上浮穴郡久万高原町西谷の国道440号と県道小田柳谷線との交点を起点とし、ここから同県道を西に進み、同町と喜多郡内子町との境界に至り、ここから同境界をほぼ北東に進み、笠取山三角点(1,562.0メートル)で国有林と民有林との境界に至る。ここから同境界を東に進み、茗荷谷川に出て、同川右岸を下流に進み、木地橋西端で県道柳谷美川線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南東に進み町道西谷線との交点に至る。ここから同町道をほぼ南西に進み、同国道に出て、同国道をほぼ南西に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		只海休猟区	旧喜多郡内子町と旧喜多郡五十崎町との境界と県道肱川公園線との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ東に進み、県道坊屋敷小田線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、県道内子河辺野村線との交点に至る。ここから同県道を南西に進み、県道坊屋敷小田線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、県道肱川公園線との交点に至る。ここから同県道を北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
中川休猟区	上浮穴郡久万高原町と喜多郡内子町との境界と同町大平の町道大平真弓線の真弓トンネルとの交点を起点とし、ここから同境界を南に進み、日浦嶺三角点(900.9メートル)で亀谷鳥獣保護区界との交点に至る。ここから同区界をほぼ南に進み、県道美川小田線に出る。ここから同県道及びこれに続く県道小田柳谷線をほぼ西に進み、日野川橋で町道町村線との交点に至る。ここから同町道を北に進み、国道380号に出て、同国道をほぼ北ないし北東に進み、町道大平真弓線との交点に至る。ここから同町道を北西ないしほぼ東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		大洲松尾休猟区	大洲市柚木の国道441号と県道大洲野村線との交点を起点とし、ここから同県道をほぼ東ないし南東に進み、森山部落を経て、更に同県道を南西に進み、市道蔵川梅川線との交点に至る。ここから同市道をほぼ西に進み、同国道に出て、同国道をほぼ西に進み、市道梅川札掛線との交点に至り、ここから同市道をほぼ北西に進み、市道北只横野線との交点に至る。ここから同市道を北西に進み、国道56号に出る。ここから同国道を北に進み、市道黒木野佐来線との交点に至る。ここから同市道を北東に進み、金山橋北端で国道441号に出て、同国道を北東に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
雨霧休猟区	喜多郡内子町本川の県道小田柳谷線と県道美川小田線との交点を起点とし、ここから同県道を東に進み、町道中畦面谷線との交点に至る。ここから同町道をほぼ南東に進み、林道蔵ヶ谷面谷線との交点に至り、ここから同林道をほぼ南西に進み、作業道花屋線との交点に至る。ここから同作業道をほぼ南東に進み、県道上川小田深山線との交点に至り、ここから同県道を南西に進み、国有林と民有地との境界に至る。ここから同境界を西に進み、小田深山鳥獣保護区との境界に至り、ここから同境界をほぼ西に進み、同町と大洲市との境界に至る。ここから同境界を北西に進み、町道用の山線との交点に至り、ここから同町道を東に進み、県道小田柳谷線との交点に至る。ここから同県道を北東ないしほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上		惣川休猟区	西予市野村町と大洲市肱川町と市河辺町との境界の交点を起点とし、ここから西予市野村町と大洲市河辺町との境界をほぼ北東に進み、西予市野村町と大洲市河辺町と喜多郡内子町との境界の交点に至る。ここから西予市野村町と喜多郡内子町との境界をほぼ南東に進み、丸石山三角点(1,327.5メートル)で西予市野村町と喜多郡内子町と上浮穴郡久万高原町との境界の交点に至る。ここから西予市野村町と上浮穴郡久万高原町との境界をほぼ南に進み、県道野村柳谷線に出る。ここから同県道をほぼ西ないし南西に進み、大洲市肱川町と西予市野村町との境界との交点に至る。ここから同境界をほぼ北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
山鳥坂休猟区	旧喜多郡肱川町と旧喜多郡河辺村との境界と県道小田河辺大洲線との交点を起点とし、ここから同境界をほぼ北に進み、大洲市と喜多郡内子町の境界との交点に至る。ここから同境界をほぼ北東に進み、県道河辺小田線に出る。ここから同県道をほぼ南西に進み、県道内子河辺野村線との交点に至り、ここから同県道を南に進み、県道小田河辺大洲線との交点に至り、ここから同県道をほぼ南西に進み、起点	同	上		かぶとが森休猟区	西予市城川町嘉喜尾の国道197号の辰ノ口橋北端を起点とし、ここから県道大茅辰ノ口線をほぼ北東に進み、遊子谷部落及び野井川部落を経て、更に同県道を東ないし南西に進み、県道城川構原線との交点に至る。ここから同県道をほぼ南ないし南西に進み、被川トンネルを経て、更に同県道を南西に進み、同国道に出る。ここから同国道をほぼ西ないし北に進み、起点に至る線に囲まれた区域	同	上
					卯之町・依津休猟区	西予市明浜町と市宇和町と宇和島市吉田町との境界の交点を起点とし、ここから西予市明浜町と宇和島市吉田町との境界をほぼ南に進み、県道宇和明浜線との交点に至る。ここから同県道をほぼ西に進み、林道火道線との交点に至る。ここから同林道をほぼ北西に進み、同町と市宇和町との境界で県道宇和高山線との交点に至る。ここから同県道をほぼ北東に進み、市道石城地区189号線との交点に至る。ここから同市道をほぼ北ないし南東に進み、市道1	同	上

新居浜市別子山字弟地54 6の1から4まで	新居浜市別子山村5番戸 山 中 清太郎	担当権者
--------------------------	------------------------	------

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第988号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成30年8月31日愛媛県告示第841号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西条市小松町石錠字横峰 2307	西条市下島山甲220番地48 伊 藤 重 蔵	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第989号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成30年8月31日愛媛県告示第839号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を西予市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要

旨を告示する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西予市宇和町明間5074、 5080	西予市宇和町明間1番耕地33 2番地 岡 田 兵太郎	森林所有者
西予市宇和町明間5042の 1から3まで	東京都品川区平塚2丁目4番 8号 本 多 マ チ	"
西予市宇和町明間5074、 5080	西予市宇和町明間4番耕地24 2番地 兵 頭 浅 吉	担当権者
西予市宇和町明間5074、 5080	西予市宇和町明間4番耕地33 0番地 兵 頭 平 市	"
西予市宇和町明間5042の 1から3まで	西予市宇和町明間6番戸 薬師寺 彦 六	"

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第990号

保安林の指定施業要件の変更予定(平成30年9月18日愛媛県告示第894号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を西予市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西予市城川町窪野4505、 4506	西予市城川町窪野窪野13番耕 地209番地 浦 田 洋 子	森林所有者
西予市野村町予子林7434 の1	西予市野村町予子林9番耕地 162番地 大和田 ス 工	"
西予市野村町予子林7414 の1、7453の1	西予市野村町予子林7250番地 大和田 博	"
西予市城川町窪野4507	西予市城川町窪野13番耕地34 9番地 高 橋 大三郎	"
西予市城川町窪野4508	西予市城川町窪野4374番地 高 橋 フジ子	"

西予市城川町窪野4509、4510	西予市城川町窪野4375番地 竹内 壽摩子	〃
西予市宇和町明間451、454	西予市宇和町明間1番耕地930番地2 佐藤 留吉	〃
西予市城川町窪野4544	西予市城川町窪野87番戸 松田 辰治	抵当権者

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇和町明間445・453・野村町予子林7434の1・城川町窪野4506・4507・4510・4542から4544まで(以上9筆について次の図に示す部分に限る。)、4508、4509

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第991号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中村 時 広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

平成10年9月24日農林水産省告示第1502号(四に係るものに限る。)

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第992号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山地方方法務局から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中村 時 広

1 作業種類 公共測量(登記所備付地図作成作業に伴う基準点設置作業)

2 作業期間 平成30年11月5日から

平成31年2月28日まで

3 作業地域 松山市道後地区(松山市道後姫塚、石手一丁目から五丁目まで(二丁目の一部を除く))

○愛媛県告示第993号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第40条の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人を指定した。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中村 時 広

1 名称及び住所

ホームネット株式会社

東京都新宿区大久保三丁目8番2号新宿ガーデンタワー

2 支援業務を行う事務所の所在地

東京都新宿区大久保三丁目8番2号新宿ガーデンタワー

3 指定年月日

平成30年10月11日

○愛媛県告示第994号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年10月19日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社河上工藝所

西条市今在家849-3

代表取締役 三宅 弘夫

2 事業場の名称及び所在地

株式会社河上工藝所

西条市今在家849-3

3 特定施設に関する事項

(1) No.13染色機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。以下「政令」という。)別表第1第19号ト 染色施設	
特定施設の能力	1回当たり130キログラム処理(生地)	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	工事着手7日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される水素イオン濃度(水素指数)	通常	5.8~7.8
	最大	5.8~8.2

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 28
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1.3 最大 2
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.8 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 10 最大 16

(2) No.14のり抜き機

特 定 施 設 の 種 類	別表第1第19号リ のり抜き施設	
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり2キログラム処理(生地)	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	工事着手7日後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	間 欠	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	8時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 28
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 40
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1.3 最大 2
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.8 最大 2
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1 最大 2

(3) No.15のり抜き機

特 定 施 設 の 種 類	別表第1第19号リ のり抜き施設
特 定 施 設 の 能 力	1回当たり2キログラム処理(生地)

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日		工事着手7日後	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日		完成後直ちに	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔		間 欠	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間		8時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要		な し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2	
	化学的酸素 要求量(単位 1リットルにつき ミリグラム)	通常 10 最大 28	
	浮遊物質量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 20 最大 40	
	窒素含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 1.3 最大 2	
	りん含有量 (単位 1 リットルにつき ミリグラム)	通常 0.8 最大 2	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 1 最大 2	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) No.12排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和63年10月30日		
処 理 施 設 の 種 類	生物処理及び化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	活性汚泥、凝集		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製、鉄製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 5,800ミリメートル 横 39,819ミリメートル 高さ 5,500ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり390立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	生物処理及び化学処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度(水素 指数)	通常 5.8~10.5 最大 5.8~11.0	通常 5.8~10.5 最大 5.8~11.0

汚染状態の値	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 100 最大 230	通常 10 最大 28
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 10 最大 12
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.6 最大 2.5	通常 1.3 最大 2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.5	通常 0.8 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 297.1 最大 390	通常 297.1 最大 390

備考 汚水等は、No.12排水処理施設 に送水する。

(2) No.12排水処理施設

設 置 年 月 日	昭和63年10月30日		
処 理 施 設 の 種 類	化学処理		
処 理 施 設 の 型 式	pH調整		
処 理 施 設 の 構 造	コンクリート製、鉄製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 1,400ミリメートル 横 8,119ミリメートル 高さ 2,200ミリメートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり390立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	化学処理		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~10.5 最大 5.8~11.0	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 28	通常 10 最大 28
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 12	通常 10 最大 12
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.3 最大 2	通常 1.3 最大 2
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 2	通常 0.8 最大 2

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 297.1 最大 390	通常 297.1 最大 390
------------------------	--------------------	--------------------

備考 汚水等は、No.12排水口より排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.12排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~7.8 最大 5.8~8.2
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 28
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 12
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.3 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 2
	通常 297.1 最大 390	通常 297.1 最大 390

○愛媛県告示第995号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市橋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年10月19日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 井 隆 志	西条市榑木160番地
"	真 木 和 親	西条市西泉乙151番地の2
"	横 井 仁	西条市西泉乙435番地1
"	西 坂 道 輝	西条市西田甲530番地
"	戸 田 伸	西条市西泉乙367番地1
"	藤 原 正 浩	西条市榑木57番地
"	工 藤 千 城	西条市坂元甲410番地
"	村 松 忍	西条市坂元甲323番地
"	楠 学	西条市坂元甲39番地
"	石 川 薫 明	西条市洲之内甲444番地
"	松 本 省 三	西条市中野甲492番地
"	石 川 公 三	西条市禎瑞656番地
監 事	村 上 和 孝	西条市野々市59番地
"	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	伊 藤 信 行	西条市野々市37番地2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 敏 夫	西条市西泉乙369番地 3
"	戸 田 康 美	西条市野々市141番地
"	難波江 好 美	西条市榑木144番地 4
"	西 坂 道 輝	西条市西田甲530番地
"	高 橋 謙 侍	西条市西泉乙381番地 4
"	横 井 隆 志	西条市榑木160番地
"	伊 藤 孝 明	西条市坂元甲414番地の第 2
"	佐 伯 一 男	西条市坂元甲347番地
"	楠 学	西条市坂元甲39番地
"	石 川 薫 明	西条市洲之内甲444番地
"	松 本 省 三	西条市中野甲492番地
"	瀬 尾 宗 孝	西条市禎瑞641番地
監 事	村 上 和 孝	西条市野々市59番地
"	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	真 木 和 親	西条市西泉乙151番地 2

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 四国中央市土居町土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
 - 四国中央市土居町土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成30年10月20日から11月16日まで
- 縦覧場所
四国中央市土居庁舎

○愛媛県告示第997号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成30年10月19日

愛媛県東予地方局長 高 橋 正 浩

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成30年10月11日
- 指定道路の位置
四国中央市上柏町字兎田135番1の一部及び137番3の一部
- 指定道路の延長及び幅員
 - 延長 57.45メートル
 - 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第996号

四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年10月19日

○愛媛県告示第998号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年10月19日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建（開）第13号 平成30年10月5日	伊予郡松前町大字鶴吉字化粧田811番9、811番10、811番11	伊予郡松前町大字筒井544番地12 佐 賀 秀 司

○愛媛県告示第999号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年10月19日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811400153	東宇和農業協同組合	愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目462番地	中 村 吉 年	居宅介護	J A 東宇和ホームヘルプサービスセンター	愛媛県西予市野村町野村12号454番地	平成30年9月30日
3811400153	東宇和農業協同組合	愛媛県西予市宇和町卯之町二丁目462番地	中 村 吉 年	重度訪問介護	J A 東宇和ホームヘルプサービスセンター	愛媛県西予市野村町野村12号454番地	平成30年9月30日

公 告

○ 公 告

准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成30年度准看護師試験を次のとおり施行する。

平成30年10月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市道後町2丁目11-14

愛媛看護研修センター 2階大研修室

2 試験の日時

平成31年2月8日（金）12時30分

3 試験願書の提出期間

平成30年12月7日（金）から14日（金）17時まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

〒790 8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課

監 査 公 表

○公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、愛媛県知事から包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年10月19日

愛媛県監査委員 大 西 渡

同 梶 谷 大 治

同 本 田 和 良

同 永 井 一 平

選定した特定の事件	愛媛県の試験研究機関に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	
監査の結果に関する報告提出年月日	平成30年3月27日	
監 査 対 象 機 関	経済労働部産業支援局産業創出課（産業技術研究所関係）	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	
<p>備品シール 物品の現物に添付される備品シールに記載した文字が消え、記載内容が確認できないものについては、明りょうに記載し容易に確認できるようにしておく必要がある。また、5万円未満で管理を要しない物品に貼付されている備品シールについては剥がすか×印を記入し、5万円以上の物品については、備品シールが貼付されていることを漏れなく確認する必要がある。</p> <p>物品の紛失 物品管理簿に掲載されているが、現物が見当たらない物品がある。</p> <p>公設試験場ネットワーク端末 財産台帳に掲載されている、公設試験場ネットワーク端末（平成17年2月取得 1,248,944円）については、少なくとも数年以前から使用されていないが、未だに保管され、財産台帳にも掲載されている。</p>	<p>平成29年度末に改めて、物品管理簿と現物を照合し、備品シール貼付と記載内容の確認を行った。さらに、5万円未満で管理を要しない物品に貼付されている備品シールには×印記入の確認を行った。</p> <p>定期的に備品シールを検査し、文字が薄くなったものについては都度上書き、またはプリンターで印字した記載内容が消えにくい備品シールに貼りかえることとした。</p> <p>平成29年度末に改めて、物品管理簿と現物を照合した結果、指摘のあった物品以外については全て現物を確認した。指摘のあった物品については、会計規則第233条に基づき、平成30年8月30日付けで物品の亡失手続を行い、物品管理簿から削除した。</p> <p>指摘のあった公設試験場ネットワーク端末については、平成30年3月27日に廃棄処分するとともに、財産台帳から削除した。</p>	
監 査 対 象 機 関	農林水産部農業振興局農産園芸課（農林水産研究所果樹研究センター関係）	
監 査 の 結 果	措 置 の 内 容	
<p>毒劇物において「試薬使用簿」に記載されている残量と現物が不一致 毒劇物の使用時に「試薬使用簿」への記録が漏れたことにより、「試薬使用簿」に記載されている残数と現物が不一致となっていた。研究室研究班ごとに備えられた「試薬使用簿」には、使用の都度、正確に使用実績等を記録</p>	<p>毒劇物と試薬使用簿を直ちに確認し、試薬使用簿に記載するとともに、平成29年9月1日から5日の間に、全研究室の毒劇物の在庫確認を指示し、指摘のあった試薬以外は全て問題無いことを確認した。</p>	

<p>する必要がある。</p>	<p>毒劇物管理研修の開催（H30.3.5）や班長会（H30.4.2）等を通じて試薬管理規程及び農薬管理規程の遵守を周知し、特に、購入・使用の都度、迅速かつ確実に使用簿への記録の徹底を図った。また、毒劇物試薬の購入に関する事前調書の供覧、不要試薬類の廃棄による保管試薬の適正化を図った。さらに、年度末に試薬類、農薬の棚卸しによる在庫量の報告に加え、今回の記帳漏れ防止のチェック機能を強化するため、水産研究センターの基準を参考に、毒物・劇物については毎月、管理責任者が各班の使用簿と在庫量を確認し、確認日と確認印の記帳を行うよう平成30年6月より試薬管理規程及び農薬管理規程の改正を行った。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>農林水産部農業振興局畜産課（農林水産研究所畜産研究センター関係）</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>単価契約の見直しの根拠 燃料の単価契約を見直すに当たり、参考とした近隣給油所の一般販売価格は当初契約時と変わっていないにもかかわらず、先方の値上げ要望に応じたことは不適切である。値上げ要望の妥当性を確かめる際には、客観的な指標を用いることが必要である。</p> <p>値上げ検討時の検討資料の不備 燃料単価契約における値上げ要望に対して、承認の根拠としている近隣給油所の相場が誤った数値となっており、値上げの可否の検討に重要な影響を及ぼしている。</p>	<p>平成30年度から、契約先から値上げ要望があった場合には、近隣給油所の販売価格調査及び資源エネルギー庁による店頭価格調査の価格を指標として、値上げ要望の妥当性を確認するよう改善した。</p> <p>また、調査価格に変動があった場合にのみ、単価契約の見直しを行うよう改めた。</p> <p>平成30年7、8月の価格変更に当たっては、記載ミスがないよう厳重なチェック体制をとるとともに、近隣給油所の相場及び資源エネルギー庁調査の価格を参考に値上げの可否を決定した。</p> <p>また、年度内に複数回の値上げ等がある場合には、一連の書類を添付し、過去の数値に誤りがなく厳重にチェックすることとした。</p>
<p>監 査 対 象 機 関</p>	<p>農林水産部水産局水産課（農林水産研究所水産研究センター関係）</p>
<p>監 査 の 結 果</p>	<p>措 置 の 内 容</p>
<p>備品シール（再掲） 物品の現物に添付される備品シールに記載した文字が消え、記載内容が確認できないものについては、明りょうに記載し容易に確認できるようにする必要がある。</p> <p>使用者名の管理簿への記載漏れ 毒劇物を使用する都度、管理簿に使用者名を記載することが必要である。</p> <p>毒物劇物管理責任者の1か月ごとの在庫確認漏れ 「毒物」及び「劇物」の管理及び使用に関する基準に従い、毎月、管理責任者は使用状況及び在庫量について確認して問題がないか確認すること、確認した証跡として押印またはサインを残すことが必要である。</p> <p>郵便切手類受払簿の物品出納者の押印漏れ 「郵便切手類受払簿」には物品出納者による確認印がないため、確認したかどうか不明である。 切手の受け払い時には、物品出納者による確認を行い、確認したことについて確実に押印にて記録することが必要である。</p>	<p>古い備品シールでは、物品名等を油性マジックで記載していたため、経年により消えかかっていたものもあったが、物品管理方法が改定されて以降は、新しい備品シールを物品名等も含めてプリンターで印字し、記載内容を消えにくくした。</p> <p>また、随時備品シールを検査し、消えかかったものについてはその都度貼りかえることとした。</p> <p>使用者は使用する都度、管理簿に使用者名・使用量等を漏れなく記載することを周知徹底し、29年度から、管理責任者がその内容を確認することとした。</p> <p>29年9月から、管理責任者は毎月、総務室長は4半期ごとに、対象薬品の使用状況及び在庫確認を行い、確認印を押印することとした。</p> <p>受払簿の様式変更時に誤って確認印欄を漏らして印刷していたため、確認印の押印を忘れていたものであり、監査後様式を正式なものに速やかに修正し、現在は適切な取扱いを行っている。</p>

○公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年10月19日

愛媛県監査委員 大西 渡
同 梶谷 大治

同 本 田 和 良
同 永 井 一 平

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	平成30年 8月20日
人 事 課	平成30年 8月20日
市 町 振 興 課	平成30年 8月20日

私学文書課	平成30年8月20日
財政課	平成30年9月6日
行革分権課	平成30年9月6日
税務課	平成30年9月6日
総合政策課	平成30年8月10日
自転車新文化推進課	平成30年8月10日
秘書課	平成30年8月10日
広報広聴課	平成30年8月10日
統計課	平成30年8月10日
情報政策課	平成30年8月10日
地域政策課	平成30年8月10日
交通対策課	平成30年8月10日
地域スポーツ課	平成30年8月9日
競技スポーツ課	平成30年8月9日
文化振興課	平成30年8月9日
まなび推進課	平成30年8月9日
県民生活課	平成30年8月22日
男女参画・県民協働課	平成30年8月22日
人権対策課	平成30年8月22日
消防防災安全課	平成30年8月22日
防災危機管理課	平成30年8月22日
原子力安全対策課	平成30年8月22日
環境政策課	平成30年8月20日
循環型社会推進課	平成30年8月20日
自然保護課	平成30年8月20日
保健福祉課	平成30年8月22日
医療対策課	平成30年8月22日
医療保険課	平成30年8月22日
健康増進課	平成30年8月7日
薬務衛生課	平成30年8月7日
子育て支援課	平成30年8月24日
障がい福祉課	平成30年8月24日
長寿介護課	平成30年8月24日
産業政策課	平成30年8月9日
企業立地課	平成30年8月9日
労政雇用課	平成30年8月9日
産業創出課	平成30年8月7日
経営支援課	平成30年8月7日
観光物産課	平成30年8月7日
国際交流課	平成30年8月7日
農政課	平成30年9月3日
農業経済課	平成30年9月3日
ブランド戦略課	平成30年9月3日
農地整備課	平成30年9月3日
農産園芸課	平成30年9月3日
畜産課	平成30年9月3日

林業政策課	平成30年9月3日
森林整備課	平成30年9月3日
漁政課	平成30年9月4日
水産課	平成30年9月4日
漁港課	平成30年9月4日
土木管理課	平成30年9月6日
用地課	平成30年9月6日
河川課	平成30年9月4日
水資源対策課	平成30年9月4日
港湾海岸課	平成30年9月4日
砂防課	平成30年9月4日
道路建設課	平成30年8月24日
道路維持課	平成30年8月24日
都市計画課	平成30年8月24日
都市整備課	平成30年8月24日
建築住宅課	平成30年8月24日
出納局	平成30年9月6日
人事委員会事務局	平成30年8月20日
議会事務局	平成30年9月4日
監査事務局	平成30年9月6日
労働委員会事務局	平成30年8月7日

(監査の結果)

平成29年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
16年度及び17年度	508者	45,025,790	平成29年度決算による

(保健福祉課)

2 看護職員修学資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	0	1,800,000	1,800,000	金額は各年度の決算による
28年度	0	1,800,000	1,800,000	
差引増減	0	0	0	

(医療対策課)

3 収入未済の延滞金(看護職員修学資金貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
26年度・27年度	2者	61,000	平成29年度決算による

(医療対策課)

4 児童扶養手当返還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	0	1,238,030	1,238,030	

28年度	195,400	1,227,790	1,423,190	金額は各年度の決算による
差引増減	195,400	10,240	185,160	

(子育て支援課)

5 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	8,008,952	246,773,772	254,782,724	金額は各年度の決算による
28年度	9,723,476	247,964,901	257,688,377	
差引増減	1,714,524	1,191,129	2,905,653	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	190,544	20,058,827	20,249,371	金額は各年度の決算による
28年度	210,044	20,425,201	20,635,245	
差引増減	19,500	366,374	385,874	

(子育て支援課)

6 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度、20年度及び29年度	2者	152,000	平成29年度決算による

(障がい福祉課)

7 収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度	1者	34,796,000	平成29年度決算による

(企業立地課)

8 収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
17年度	1者	8,700	平成29年度決算による

(労働雇用課)

9 中小企業振興資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
29年度	1者	6,746,460	平成29年度決算による

(経営支援課)

10 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	0	66,552,890	66,552,890	金額は各年度の決算による
28年度	8,000,000	60,767,890	68,767,890	

差引増減	8,000,000	5,785,000	2,215,000	
------	-----------	-----------	-----------	--

(林業政策課)

11 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度～21年度	3者	1,055,355	平成29年度決算による

(林業政策課)

12 県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成29年度末の歳入不足額は22億9,516万円と、前年度より3,635万円減少したものの、平成29年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時(平成11年度)の5割程度にまで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けて、より一層努められたい。

(森林整備課)

13 職員の不注意により公用車による事故(1件)が発生し、当該車両の廃車及び相手方工作物の毀損等があったほか、当方に人的被害があった。

(森林整備課)

14 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	0	1,891,000	1,891,000	金額は各年度の決算による
28年度	470,000	1,997,000	2,467,000	
差引増減	470,000	106,000	576,000	

(漁政課)

15 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
22年度	1者	969,517	平成29年度決算による

(漁政課)

16 住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	1,204,032	26,264,600	27,468,632	金額は各年度の決算による
28年度	0	28,258,452	28,258,452	
差引増減	1,204,032	1,993,852	789,820	

(建築住宅課)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成30年7月27日
今 治 支 局	平成30年7月23日、 平成30年7月27日
健 康 福 祉 環 境 部	平成30年7月27日
四 国 中 央 保 健 所	平成30年7月27日

産 業 経 済 部	平成30年 7月23日
東 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成30年 7月23日
建 設 部	平成30年 7月27日
四 国 中 央 土 木 事 務 所	平成30年 7月27日
今 治 土 木 事 務 所	平成30年 7月23日
鹿 森 ダ ム 管 理 事 務 所	平成30年 7月27日
黒 瀬 ダ ム 管 理 事 務 所	平成30年 7月27日
玉 川 ダ ム 管 理 事 務 所	平成30年 7月23日
台 ダ ム 管 理 事 務 所	平成30年 7月23日
出 納 室	平成30年 7月27日

(監査の結果)

平成29年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	164,765,042	341,240,391	506,005,433	金額は各年度の決算による
28年度	169,614,236	424,459,763	594,073,999	
差引増減	4,849,194	83,219,372	88,068,566	

(総務企画部)

2 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当該車両及び相手方車両の廃車があり、県に多額な損害を与えた。

(健康福祉環境部)

3 生活保護費戻入金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	0	279,505	279,505	金額は各年度の決算による
28年度	0	294,505	294,505	
差引増減	0	15,000	15,000	

(健康福祉環境部)

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	9,666,564	38,007,301	47,673,865	金額は各年度の決算による
28年度	10,925,504	34,826,418	45,751,922	
差引増減	1,258,940	3,180,883	1,921,943	

(父子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	23,500	0	23,500	金額は各年度の決算による
28年度	0	0	0	

差引増減	23,500	0	23,500
------	--------	---	--------

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	210,949	1,695,074	1,906,023	金額は各年度の決算による
28年度	219,183	1,550,343	1,769,526	
差引増減	8,234	144,731	136,497	

(健康福祉環境部)

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	465,000	6,191,600	6,656,600	金額は各年度の決算による
28年度	346,400	6,242,900	6,589,300	
差引増減	118,600	51,300	67,300	

(建設部)

6 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	711,400	2,008,700	2,720,100	金額は各年度の決算による
28年度	720,900	2,711,600	3,432,500	
差引増減	9,500	702,900	712,400	

(建設部(今治土木事務所))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成30年 7月24日
健 康 福 祉 環 境 部	平成30年 7月24日
産 業 経 済 部	平成30年 7月24日
中 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成30年 7月24日
建 設 部	平成30年 7月24日
久 万 高 原 土 木 事 務 所	平成30年 7月24日
出 納 室	平成30年 7月24日

(監査の結果)

平成29年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 収入未済の違約金(電気調達に係るもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額 (円)	備 考
28年度	1者	1,038,231	平成29年度決算による

(総務企画部)

2 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	251,715,372	528,859,269	780,574,641	金額は各年度の決算による
28年度	319,685,838	623,074,294	942,760,132	
差引増減	67,970,466	94,215,025	162,185,491	

（総務企画部）

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	2,104,220	12,061,090	14,165,310	金額は各年度の決算による
28年度	1,883,525	10,394,765	12,278,290	
差引増減	220,695	1,666,325	1,887,020	

（健康福祉環境部）

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	1,875,622	8,817,653	10,693,275	金額は各年度の決算による
28年度	2,120,547	8,725,084	10,845,631	
差引増減	244,925	92,569	152,356	

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	127,128	1,678,412	1,805,540	金額は各年度の決算による
28年度	127,128	1,683,980	1,811,108	
差引増減	0	5,568	5,568	

（健康福祉環境部）

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	6,236,602	17,881,330	24,117,932	金額は各年度の決算による
28年度	6,799,553	20,220,030	27,019,583	
差引増減	562,951	2,338,700	2,901,651	

（建設部）

6 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
28年度	1者	5,794	平成29年度決算による

（建設部）

7 収入未済の河川不法投棄処分費負担金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
29年度	1者	248,400	平成29年度決算による

（建設部）

8 収入未済の違約金及び前払金余剰額に対する利息（いずれも工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。
（違約金）

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
26年度	1者	270,100	平成29年度決算による

（利息）

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
26年度	1者	247,885	平成29年度決算による

（建設部（久万高原土木事務所））

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	平成30年7月11日
八 幡 浜 支 局	平成30年7月11日
健 康 福 祉 環 境 部	平成30年7月11日
産 業 経 済 部	平成30年7月11日
南 予 家 畜 保 健 衛 生 所	平成30年7月11日
建 設 部	平成30年7月11日
大 洲 土 木 事 務 所	平成30年7月11日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	平成30年7月11日
西 予 土 木 事 務 所	平成30年7月11日
愛 南 土 木 事 務 所	平成30年7月11日
須 賀 川 ダム 管 理 事 務 所	平成30年7月11日
山 財 ダム 管 理 事 務 所	平成30年7月11日
出 納 室	平成30年7月11日

（監査の結果）

平成29年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	54,765,141	68,757,523	123,522,664	金額は各年度の決算による
28年度	58,704,070	92,796,452	151,500,522	
差引増減	3,938,929	24,038,929	27,977,858	

（総務企画部）

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	1,547,610	9,767,504	11,315,114	金額は各年度の決算による
28年度	598,911	9,554,047	10,152,958	

差引増減	948,699	213,457	1,162,156
------	---------	---------	-----------

(健康福祉環境部)

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	6,351,819	25,871,080	32,222,899	金額は各年度の決算による
28年度	7,132,624	22,944,203	30,076,827	
差引増減	780,805	2,926,877	2,146,072	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	163,104	2,595,906	2,759,010	金額は各年度の決算による
28年度	182,320	2,635,157	2,817,477	
差引増減	19,216	39,251	58,467	

(健康福祉環境部)

4 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	645,756	2,864,276	3,510,032	金額は各年度の決算による
28年度	829,760	2,094,516	2,924,276	
差引増減	184,004	769,760	585,756	

(健康福祉環境部(八幡浜支局))

5 収入未済の賠償金(公用車事故に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
22年度	1者	191,775	平成29年度決算による

(産業経済部(八幡浜支局))

6 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	369,100	701,800	1,070,900	金額は各年度の決算による
28年度	336,800	663,000	999,800	
差引増減	32,300	38,800	71,100	

(建設部)

7 職員(16名)の超過勤務手当について、同一週を超えた週休日の振替に伴う超過勤務手当及び休日給(平成29年9月及び10月分)が220,997円の支給不足となっていた。

(建設部(大洲土木事務所))

8 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	367,700	737,600	1,105,300	金額は各年度の決算による
28年度	259,300	920,700	1,180,000	
差引増減	108,400	183,100	74,700	

(建設部(八幡浜土木事務所))

9 継続して占用を許可していた占用物件に係る河川占用料(1件)について、過去3年にわたり未調定(8,400円)となっていた。また、継続して占用を許可していた占用物件に係る道路占用料(2件)について、過去3年にわたり、調定不足(225円)となっていた。

(建設部(八幡浜土木事務所))

監査対象機関	監査年月日
東京事務所	平成30年5月8日
研修所	平成30年5月8日
総合科学博物館	平成30年5月8日
歴史文化博物館	平成30年5月8日
美術館	平成30年4月18日
消防学校	平成30年5月8日
消費生活センター	平成30年5月8日
原子力センター	平成30年5月8日
福祉総合支援センター	平成30年5月10日
東予子ども・女性支援センター	平成30年4月16日
南予子ども・女性支援センター	平成30年5月17日
食肉衛生検査センター	平成30年5月24日
動物愛護センター	平成30年5月11日
衛生環境研究所	平成30年4月18日
心と体の健康センター	平成30年5月8日
子ども療育センター	平成30年5月10日
えひめ学園	平成30年5月8日
計量検定所	平成30年4月18日
産業技術研究所	平成30年4月16日、平成30年5月8日、平成30年5月11日、平成30年5月15日
新居浜高等技術専門学校	平成30年5月8日
今治高等技術専門学校	平成30年5月8日
松山高等技術専門学校	平成30年5月10日
宇和島高等技術専門学校	平成30年5月17日
大阪事務所	平成30年5月8日
病害虫防除所	平成30年5月8日
農業大学校	平成30年5月8日
農林水産研究所	平成30年5月8日、平成30年5月11日、平成30年5月15日、平成30年5月24日
家畜病性鑑定所	平成30年5月15日

(監査の結果)

平成29年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施

したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

- 1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	6,974,930	26,738,400	33,713,330	金額は各年度の決算による
28年度	6,870,070	25,639,750	32,509,820	
差引増減	104,860	1,098,650	1,203,510	

(福祉総合支援センター)

- 2 収入未済の非常勤嘱託職員報酬返納金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
29年度	1者	68,814	平成29年度決算による

(福祉総合支援センター)

- 3 職員の不注意により公用車による事故が発生（1件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額な損害を与えた。

(福祉総合支援センター)

- 4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	1,224,040	7,091,091	8,315,131	金額は各年度の決算による
28年度	1,056,630	10,835,971	11,892,601	
差引増減	167,410	3,744,880	3,577,470	

(東予子ども・女性支援センター)

- 5 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	2,821,630	7,473,790	10,295,420	金額は各年度の決算による
28年度	2,245,030	6,441,920	8,686,950	
差引増減	576,600	1,031,870	1,608,470	

(南予子ども・女性支援センター)

- 6 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
29年度	774,035	3,111,808	3,885,843	金額は各年度の決算による
28年度	938,607	3,419,620	4,358,227	
差引増減	164,572	307,812	472,384	

(子ども療育センター)

- 7 収入未済の食卵委託販売契約に係る生産物売払収入について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
25年度	1者	1,221,731	平成29年度決算による

(農林水産研究所 畜産研究センター養鶏研究所)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
教 育 総 務 課	平成30年 8月17日
社 会 教 育 課	平成30年 8月17日
文 化 財 保 護 課	平成30年 8月17日
保 健 体 育 課	平成30年 8月17日
義 務 教 育 課	平成30年 8月27日
高 校 教 育 課	平成30年 8月27日
人 権 教 育 課	平成30年 8月27日
特 別 支 援 教 育 課	平成30年 8月27日
中 予 教 育 事 務 所	平成30年 4月16日
東 予 教 育 事 務 所	平成30年 5月 8日
南 予 教 育 事 務 所	平成30年 5月17日
総 合 教 育 セ ン タ ー	平成30年 5月 8日
図 書 館	平成30年 4月18日
川 之 江 高 等 学 校	平成30年 3月16日
三 島 高 等 学 校	平成30年 1月23日
土 居 高 等 学 校	平成30年 1月23日
新 居 浜 東 高 等 学 校	平成30年 1月22日
新 居 浜 西 高 等 学 校	平成30年 1月22日
新 居 浜 南 高 等 学 校	平成30年 3月16日
新 居 浜 工 業 高 等 学 校	平成30年 3月16日
新 居 浜 商 業 高 等 学 校	平成30年 3月16日
西 条 高 等 学 校	平成30年 3月16日
西 条 農 業 高 等 学 校	平成30年 3月16日
小 松 高 等 学 校	平成30年 3月16日
東 予 高 等 学 校	平成30年 3月16日
丹 原 高 等 学 校	平成30年 3月16日
今 治 西 高 等 学 校	平成30年 1月22日
今 治 南 高 等 学 校	平成30年 3月16日
今 治 北 高 等 学 校	平成30年 1月22日
今 治 工 業 高 等 学 校	平成30年 3月16日
伯 方 高 等 学 校	平成30年 1月22日
弓 削 高 等 学 校	平成30年 1月22日
北 条 高 等 学 校	平成30年 3月16日
松 山 東 高 等 学 校	平成30年 3月16日
松 山 南 高 等 学 校	平成30年 3月16日
松 山 北 高 等 学 校	平成30年 3月16日
松 山 中 央 高 等 学 校	平成30年 3月16日
松 山 工 業 高 等 学 校	平成30年 1月23日
松 山 商 業 高 等 学 校	平成30年 1月23日
東 温 高 等 学 校	平成30年 3月16日
上 浮 穴 高 等 学 校	平成30年 3月16日
小 田 高 等 学 校	平成30年 3月16日
伊 予 農 業 高 等 学 校	平成30年 3月16日
伊 予 高 等 学 校	平成30年 3月16日
大 洲 高 等 学 校	平成30年 1月25日

大洲農業高等学校	平成30年1月25日
長浜高等学校	平成30年3月16日
内子高等学校	平成30年3月16日
八幡浜高等学校	平成30年3月16日
八幡浜工業高等学校	平成30年3月16日
川之石高等学校	平成30年1月25日
三崎高等学校	平成30年1月25日
三瓶高等学校	平成30年3月16日
宇和高等学校	平成30年1月25日
野村高等学校	平成30年1月25日
宇和島東高等学校	平成30年3月16日
宇和島水産高等学校	平成30年3月16日
吉田高等学校	平成30年3月16日
三間高等学校	平成30年3月16日
北宇和高等学校	平成30年3月16日
津島高等学校	平成30年3月16日
南宇和高等学校	平成30年3月16日
今治東中等教育学校	平成30年3月16日
松山西中等教育学校	平成30年3月16日
宇和島南中等教育学校	平成30年3月16日
松山盲学校	平成30年3月16日
松山聾学校	平成30年1月23日
しげのぶ特別支援学校	平成30年1月23日
みなら特別支援学校	平成30年1月23日
今治特別支援学校	平成30年3月16日
宇和特別支援学校	平成30年3月16日
新居浜特別支援学校	平成30年1月22日

(監査の結果)

平成29年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	63,035,000	214,927,100	277,962,100	金額は各年度の決算による
28年度	61,477,000	178,630,100	240,107,100	
差引増減	1,558,000	36,297,000	37,855,000	

(教育総務課)

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	32,429,006	568,159,022	600,588,028	金額は各年度の決算による
28年度	43,065,880	543,490,916	586,556,796	
差引増減	10,636,874	24,668,106	14,031,232	

(人権教育課)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成30年8月27日
四 国 中 央 警 察 署	平成30年3月16日
新 居 浜 警 察 署	平成30年2月9日
西 条 警 察 署	平成30年3月16日
西 条 西 警 察 署	平成30年2月9日
今 治 警 察 署	平成30年3月16日
伯 方 警 察 署	平成30年2月8日
松 山 東 警 察 署	平成30年3月16日
松 山 西 警 察 署	平成30年2月9日
松 山 南 警 察 署	平成30年3月16日
久 万 高 原 警 察 署	平成30年3月16日
伊 予 警 察 署	平成30年3月16日
大 洲 警 察 署	平成30年2月9日
八 幡 浜 警 察 署	平成30年3月16日
西 予 警 察 署	平成30年2月8日
宇 和 島 警 察 署	平成30年2月8日
愛 南 警 察 署	平成30年3月16日

(監査の結果)

平成29年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	2,396,000	4,316,356	6,712,356	金額は各年度の決算による
28年度	3,066,000	4,531,356	7,597,356	
差引増減	670,000	215,000	885,000	

(警察本部)

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
29年度	377,626	902,200	1,279,826	金額は各年度の決算による
28年度	415,400	784,300	1,199,700	
差引増減	37,774	117,900	80,126	

(警察本部)

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
17年度及び19年度	2者	809,000	平成29年度決算による

(警察本部)

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(9件)し、当該車両の毀損があった。

(警察本部)

5 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
18年度	1者	789,931	平成29年度決算による

（今治警察署）

6 職員の不注意により警察車両による事故が発生（8件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

（今治警察署）

7 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
29年度	4者	459,784	平成29年度決算による

（松山東警察署）

8 職員の不注意により警察車両による事故が発生（8件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

（松山東警察署）

9 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
28年度	1者	710,822	平成29年度決算による

（松山南警察署）

10 職員の不注意により警察車両による事故が発生（1件）し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

（八幡浜警察署）

11 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
23年度	1者	210,000	平成29年度決算による

（宇和島警察署）

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月19日

愛媛県教育委員会

教育長 三好伊佐夫

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1の教育委員会規則で定める事務並びに同条例別表第2の教育委員会規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年愛媛県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第2条 条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する奨学給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第3条 条例別表第1の10の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学び直し支援金（条例別表第1の10の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 省略</p> <p>第4条 条例別表第1の11の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>（条例別表第1の教育委員会規則で定める事務）</p> <p>第1条 愛媛県個人番号の利用に関する条例（平成27年愛媛県条例第49号。以下「条例」という。）別表第1の7の項の教育委員会規則で定める事務は、県立中等教育学校前期課程の生徒の保護者に対する学校給食費の援助を受ける資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第2条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、同項に規定する奨学給付金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>第3条 条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学び直し支援金（条例別表第1の9の項に規定する学び直し支援金をいう。以下同じ。）の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 省略</p> <p>第4条 条例別表第1の10の項の教育委員会規則で定める事務は、特別支援学校等への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県教育委員会規則第6号

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年10月19日

愛媛県教育委員会

教育長 三 好 伊佐夫

愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則等の一部を改正する規則

(愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則(昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
別表第1の1(第2条関係)								別表第1の1(第2条関係)							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員		修業年限	学科	生徒定員	修業年限	学科	昼夜別	生徒定員
川之江高等学校	3年	普通科	<u>800</u>	省略				川之江高等学校	3年	普通科	<u>840</u>	省略			
省略								省略							
今治西高等学校	省略							今治西高等学校	省略						
伯方分校	3年	普通科	<u>180</u>												
省略								省略							
								伯方高等学校	3年	普通科	<u>180</u>				
省略								省略							
北条高等学校	3年	総合学科	<u>600</u>					北条高等学校	3年	総合学科	<u>680</u>				
省略								省略							
松山商業高等学校	3年	商業科	240	省略				松山商業高等学校	3年	商業科	240	省略			
		流通経済科	360							流通経済科	360				
		地域ビジネス科	<u>120</u>							国際経済科	<u>40</u>				
		情報ビジネス科	360							地域ビジネス科	<u>80</u>				
省略							省略								
津島高等学校	3年	普通科	<u>200</u>					津島高等学校	3年	普通科	<u>220</u>				
省略							省略								

備考 省略

別表第4(第4条関係)

備考 省略

別表第4(第4条関係)

学校名	学校が行う教育の対象者	部		修業年限	学科	生徒定員
省略						
松山城北分校	知的障害者	高等部	本科	3年	普通科 産業科	48 24
省略						
新居浜特別支援学校	知的障害者	省略				
		高等部	本科	3年	普通科 産業科	96 24
省略						

備考 省略

学校名	学校が行う教育の対象者	部		修業年限	学科	生徒定員
省略						
松山城北分校	知的障害者	高等部	本科	3年	普通科 産業科	40 24
省略						
新居浜特別支援学校	知的障害者	省略				
		高等部	本科	3年	普通科 産業科	88 24
省略						

備考 省略

(愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第2条 愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																								
<p>(通学区域の指定の特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、募集する定員の100分の5(定員の充足状況、高等学校の存する地域の特性その他の事情を勘案して特に必要があると教育長が認める場合にあつては、<u>100分の30。</u>)を超えない範囲内においては、通学区域によらないことができる。</p> <p>2 第2条第1項及び前項の規定にかかわらず、第2条第1項の通学区域による志願者の数が、募集する定員から前項の規定により通学区域によらないことができるとされた定員の数を減じた数に満たないときは、募集する定員から当該志願者の数を減じた数を限度として通学区域によらないことができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="2">高等学校名</th> <th rowspan="2">通学区域</th> </tr> <tr> <th>本校</th> <th>分校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">東予地区</td> <td>省略</td> <td></td> <td rowspan="4">省略</td> </tr> <tr> <td>今治西</td> <td rowspan="2">伯方</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区	高等学校名		通学区域	本校	分校	東予地区	省略		省略	今治西	伯方	省略	省略	省略				<p>(通学区域の指定の特例)</p> <p>第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、募集する定員の100分の5 _____ _____を超えない範囲内においては、通学区域によらないことができる。ただし、志願者の数が募集する定員に満たないときは、100分の5を超えることができる。</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th colspan="2">高等学校名</th> <th rowspan="2">通学区域</th> </tr> <tr> <th>本校</th> <th>分校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東予地区</td> <td>省略</td> <td></td> <td rowspan="5">省略</td> </tr> <tr> <td>東予</td> <td></td> </tr> <tr> <td>今治西</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>伯方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	地区	高等学校名		通学区域	本校	分校	東予地区	省略		省略	東予		今治西		省略		伯方		省略			
地区		高等学校名			通学区域																																				
	本校	分校																																							
東予地区	省略		省略																																						
	今治西	伯方																																							
	省略																																								
	省略																																								
省略																																									
地区	高等学校名		通学区域																																						
	本校	分校																																							
東予地区	省略		省略																																						
	東予																																								
	今治西																																								
	省略																																								
	伯方																																								
省略																																									

(愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則(平成14年愛媛県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(通学区域の指定の特例)	(通学区域の指定の特例)

第4条 第2条の規定にかかわらず、募集する定員の100分の5を超えない範囲内においては、通学区域によらないことができる。

2 第2条及び前項の規定にかかわらず、第2条の通学区域による志願者の数が、募集する定員から前項の規定により通学区域によらないことができるとされた定員の数を減じた数に満たないときは、募集する定員から当該志願者の数を減じた数を限度として通学区域によらないことができる。

第4条 第2条の規定にかかわらず、募集する定員の100分の5を超えない範囲内においては、通学区域によらないことができる。
ただし、志願者の数が募集する定員に満たないときは、100分の5を超えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に伯方高等学校に在学する生徒は、その時において今治西高等学校伯方分校の生徒になるものとする。

(高等学校の入学定員の特例)

3 第1条の規定による改正後の愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、平成31年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程	
	学科	入学定員
川之江高等学校	普通科	240
北条高等学校	総合学科	160
津島高等学校	普通科	60

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第7号

平成31年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成30年10月19日

愛媛県教育委員会

教育長 三好 伊佐夫

平成31年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項

平成31年度愛媛県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

第1 募集

1 平成31年度県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。

2 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、一括して募集すること（以下「くくり募集」という。）ができる。

また、国際文理国際科及び国際文理理数科（以下「国際文理科」という。）についてはくくり募集する。

さらに、理数科及び国際文理科については、普通科とのくくり募集ができる。

第2 通学区域

通学区域は、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号）の定めるところによる。

なお、教育長が別に定める学科によっては、通学区域によら

ないことができる募集定員の割合をあらかじめ定めた上で全国の区域から志願者を募集すること（以下「全国募集」という。）ができる。

第3 一般入学者選抜

1 実施学科

平成31年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあつては当該学科の募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、定時制の課程にあつては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあつては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

3 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 平成31年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、平成31年2月19日（火）午前9時から同月25日（月）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月25日（月）に

あつては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間に必着のこと。

イ 保護者の転勤に伴う県外からの出願については、(5)の志願変更期間中も出願することができる。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合を除いては、二つ以上の学科に出願することはできない。

(ア) 同一学校、同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあつては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科又は国際文理科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料(全日制の課程2,200円、定時制の課程950円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接)、志願先の高等学校の校長(以下「志願先高等学校長」という。)に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県県立高等学校入学志願理由書を添えて提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う県外からの出願については、愛媛県県立高等学校入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書を提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中(保護者の転勤に伴う志願変更期間中)の出願にあつては、志願変更期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成31年1月16日(水)までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があつた場合は、その写しを平成31年1月23日(水)までに教育長に提出し、協議するものとする。

エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書(厳封すること。)を入学願書に添え、志願先高等学校長に提出することができる。

オ 海外帰国生徒等としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(ア) 海外帰国生徒等としての扱いを希望する者は、平成31年1月16日(水)までに海外帰国生徒等取扱措置願を志

願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 高等学校長は、海外帰国生徒等取扱措置願の提出があつた場合は、その写しを平成31年1月23日(水)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国生徒等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間(帰国した日から平成31年2月18日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、平成31年2月26日(火)午前9時から同年3月4日(月)正午までの間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額(1,250円)に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同年3月4日(月)にあつては、午前9時から正午まで)とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、平成31年2月26日(火)午前9時から同年3月4日(月)正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

(2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(ア) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

平成31年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(平成30年5月22日愛媛県教育委員会公告)1(1)イに定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校繊維デザイン科及び松山南高等学校砥部

分校デザイン科（以下「工業に関するデザイン科」という。）の入学志願者（当該学科を第2志望とする者を含む。）(3)において同じ。）に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
平成31年 3月7日（木）	9:00～9:30	点呼・受検上の注意
	9:45～10:30	国 語
	10:45～11:10	国 語(作文)
	11:25～12:15	理 科
	12:15～13:10	(昼 食)
平成31年 3月8日（金）	9:00～9:30	点呼・受検上の注意
	9:45～10:35	数 学
	10:50～11:50	英 語
	11:50～12:50	(昼 食)
	13:00～	面 接 (工業に関するデザイン科 にあっては、実技テスト (30分)終了後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

6 入学者の選抜方法

(1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

(2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあっては数学と理科の得点を、総合学科にあっては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

(イ) 調査書点（調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。）は、135点満点とする。

(ロ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(ハ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科にあっては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点（以下「A」という。）、調査書点に基づく得点（以下「B」という。）、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点（以下「C」という。）を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業又は水産に関する各学科及び理数科又は国際文理科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者とししない。

おって、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科及び専門学科（理数科を除外。）】 【理数科及び総合学科】

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	$\frac{50x}{250}$	$\frac{50y}{135}$	200	200	100
4	3	3	$\frac{250}{300}$	$\frac{135}{135}$	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{250}$ 又は $\frac{50y}{300}$ を乗じてAを、調査書点に

$\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること（小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。）。

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

$$A = \text{学力検査の成績} \times \frac{300}{250} \quad (\text{300点満点})$$

$$B = \text{調査書点} \times \frac{100}{135} \quad (\text{100点満点})$$

$$C = \text{調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算} \quad (\text{100点満点})$$

イ 定時制の課程

(ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満

点とし、合計150点満点とする。

- (イ) 調査書点は、135点満点とする。
- (ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによって全ての合格者を決定することができる。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	150	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

- 2 学力検査の成績に $\frac{50x}{150}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)

- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則の規定に従って選抜する。
- (4) 海外帰国生徒等の入学志願者で、第3の3(4)オ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度とする員数については、募集定員を超えることができるものとする。
- (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成31年3月18日(月)午前10時に、当該高等学校において、受験番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

- (1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成31年3月18日(月)から1週間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受験票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時(平成31年3月18日(月)にあっては、午前10時)から

午後5時(夜間定時制課程にあっては、午後9時)までの間に、志願先の高等学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

- (4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学者選抜

1 実施学科

平成31年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

- (1) 推薦入学の募集人員は、普通科、理数科及び国際文理科にあっては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の20パーセントから30パーセントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

- (2) 全国募集を実施する学科にあっては、(1)の募集人員とは別枠として、県外の中学校等を卒業する見込みの者又は県外の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を対象に推薦入学者を募集すること(以下「県外推薦入学者募集」という。)ができる。

3 出願

(1) 出願資格

ア 推薦入学を志願できる者は、平成31年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は県内の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者(県外推薦入学者募集にあっては、県外の中学校等を卒業する見込みの者又は県外の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者)であって、次の要件の全てに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。)が推薦するものとする。

(ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。

(イ) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。

(ウ) 人物が優れていること。

(エ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。

(オ) 次の要件のいずれかに該当すること。

a 特別活動において優れた実績を有すること。

b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。

c 理数科、国際文理科又は職業教育を主とする学科を志願する者にあっては、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成31年1月22日（火）午前9時から同月29日（火）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月29日（火）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。

イ 在籍する中学校等又は中等教育学校において推薦入学志願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、推薦入学受検票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。

ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受検票及び自己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等学校長に提出するものとする。

エ 県外推薦入学志願者募集の出願手続は、次のとおりとする。

(7) 県外推薦入学志願者募集の志願者は、イにより提出する書類に愛媛県県立高等学校入学志願理由書を添えて提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

(1) 調査書

(2) 推薦書

5 作文、小論文、面接、集団討論等

(1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくとも一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	作文・小論文、面接・集団討論等
	9:00～	点呼・受検上の注意

平成31年 2月8日（金）	点呼・受検上の注意終了後	作文・小論文
	作文・小論文終了後	面接・集団討論（工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト（30分）終了後に面接・集団討論）

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

(1) 高等学校長は、平成31年2月14日（木）午前10時から同月18日（月）正午までの間に、在籍中学校長に選抜の結果を推薦入学志願者選抜結果通知書により通知するとともに、合格内定通知書を交付する。

(2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。

(3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、入学確約書を平成31年2月21日（木）正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、平成31年3月18日（月）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

平成31年3月7日（木）及び8日（金）に実施した一般入学志願者選抜（以下「第1次募集」という。）における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、平成31年3月18日（月）午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、平成31年3月19日（火）午前9時から同月25日（月）正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月25日（月）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、平成31年3月19日（火）午前9時から同月25日（月）正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実

施期日及び日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
平成31年 3月28日（木）	9:30～10:00	点呼・受検上の注意
	10:15～10:45	国 語
	11:00～12:00	社会・数学・理科・英語のうち2教科を選択受検
	12:00～13:00	（ 昼 食 ）
	13:10～	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、平成31年3月29日（金）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

第1次募集の場合に準ずる。ただし、口頭による開示請求をすることができる期間は、平成31年3月29日（金）から1月間とする。

第6 その他

- 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。
- この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第8号

平成31年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

平成30年10月19日

愛媛県教育委員会

教育長 三 好 伊佐夫

平成31年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項

平成31年度愛媛県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

1 募集人員

平成31年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校	160名
愛媛県立松山西中等教育学校	160名
愛媛県立宇和島南中等教育学校	160名

2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の定めるところによる。

3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 平成31年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込みの者
- 平成31年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者又は県外の義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

4 出願期間

出願期間は、平成30年12月14日（金）午前9時から同月20日（木）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月20日（木）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

5 出願手続

(1) 入学志願者は、入学志願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒（長形3号とし、必ず宛先を明記して82円切手を貼ること。）を添え、在籍する小学校等又は義務教育学校の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先の中等教育学校の校長（以下「志願先中等教育学校長」という。）に提出しなければならない。

(2) 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。

(3) 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて提出しなければならない。

イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

(4) 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、平成30年12月7日（金）までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを平成30年12月13日（木）までに教育長に提出し、協議するものとする。

(5) 海外帰国児童等としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国児童等としての扱いを希望する者は、平成30年12月7日（金）までに海外帰国児童等取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校長は、海外帰国児童等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを平成30年12月13日（木）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

ウ 海外帰国児童等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は平成31年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間（帰国した日から平成30年12月13日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

7 調査書の提出

- (1) 小学校長は、調査書を平成30年12月25日（火）から同月28日（金）まで又は平成31年1月4日（金）の午前9時から午後4時までの間に、志願先中等教育学校長に提出するものとする。
- (2) 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。
- (3) 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

8 受検票の交付

中等教育学校長は、平成30年12月25日（火）から平成31年1月4日（金）までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

- (1) 作文
作文の字数は、600字程度とする。
- (2) 適性検査
入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うものとする。
- (3) 面接
入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。
- (4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
平成31年 1月9日（水）	8:50	集 合 (志願先中等教育学校体育館)
	9:00～9:25	点呼、受検上の注意
	9:40～10:30	作 文
	10:50～11:50	適 性 検 査
	11:50～12:40	(昼 食)
	12:40～	面 接

- (5) 検査場
検査場は、志願先の中等教育学校とする。
- (6) 受検に当たっての留意事項
ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室することとし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとする。
イ 当日の持参品は、次のとおりとする。
受検票、鉛筆（シャープペンシルも可）、鉛筆削り、消しゴム、定規、下敷き（無地）、弁当
ウ イの持参品以外のもの（計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等）の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

- (1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。
ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。

- イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。
- (2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。
- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則の規定に従って選考する。
- (4) 海外帰国児童等の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

- (1) 入学予定者の発表は、平成31年1月15日（火）午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。
- (2) 中等教育学校長は、平成31年1月15日（火）午前9時から同月17日（木）正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。

12 選考結果の口頭による開示請求

- (1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成31年1月15日（火）から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く日の午前8時30分（1月15日（火））にあつては、午前9時）から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。
なお、電話、はがき等による請求はできない。
- (4) 開示内容については、次のとおりとする。
調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

13 入学予定者の手続等

- (1) 入学予定者の手続
ア 入学確約書の提出
入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、平成31年1月15日（火）の入学予定者の発表後から同月22日（火）午後4時まで（受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで）とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票（入学予定者証明書を市区町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。）を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定めた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入学意思の確認は、小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、平成31年3月29日（金）までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について小学校長を経て通知するものとする。

14 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとする。
- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

○愛媛県教育委員会告示第9号

平成31年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

平成30年10月19日

愛媛県教育委員会

教育長 三 好 伊佐夫

平成31年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成31年度愛媛県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

第1 募集人員

平成31年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

第2 本科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成31年3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校若しくは義務教育学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

入学願書の提出期間は、平成31年1月28日（月）から2月8日（金）までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（2月8日（金）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障がい部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校（みなら特別支援学校及び松山城北分校を除く。）の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。

(イ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の産業科を第1志望及び第2志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第3志望及び第4志望とするとき。

(ウ) みなら特別支援学校又は松山城北分校の産業科を第1志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第2志望及び第3志望とするとき。

(エ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第1志望及び第2志望とするとき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接）、志願先の特別支援学校の校長（以下「志願先校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。

(イ) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。

2 報告書

- (1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、平成31年2月12日（火）午前9時から同月19日（火）午後4時までの間に、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票（松山盲学校の入学志願者に限る。）

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

- (2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

- (3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

当該特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という。）が、学校の実態に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成31年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成30年5月22日愛媛県教育委員会公告）2(1)イ(ア)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成31年3月4日（月）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）とする。

5 入学者の選抜方法

特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成31年3月20日（水）午前10時に、当該特別支援学校（松山城北分校にあっては、みなら特別支援学校）において、受験番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

(1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、平成31年3月20日（水）から1週間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受験票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く日の午前9時（3月20日（水）にあっては、午前10時）から午後5時までに、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

学力検査の教科別得点とその合計得点

第3 専攻科入学者選抜

1 出願

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がい学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成31年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者

イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

本科入学者選抜の場合に準ずる。

(3) 高等部本科との併願

入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受験票を添えて、在籍又は出身の高等部等の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。

2 報告書

(1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、平成31年2月12日（火）午前9時から同月19日（火）午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。

3 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

(1) 検査教科

松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(2) 検査問題

平成31年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（平成30年5月22日愛媛県教育委員会公告）2(1)イ(イ)に定めるところによる。

(3) 期日及び日程

検査期日は、平成31年3月4日（月）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

4 面接及び適性検査

(1) 面接

入学志願者全員に対して、面接を行う。

(2) 適性検査

ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。

イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。

(3) 期日及び日程

学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。

(4) 検査場

検査場は、松山盲学校とする。

5 入学者の選抜方法

松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、平成31年3月20日（水）午前10時に、松山盲学校において、受検番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

本科入学者選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 平成31年度愛媛県立特別支援学校高等部入学定員

学 校 名	学 科 名		入学定員
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専 攻 科	理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
		理 容 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24
みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
みなら特別支援学校 松 山 城 北 分 校	本 科	普 通 科	16
		産 業 科	8
今 治 特 別 支 援 学 校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
宇和特別支援学校 (聴覚障がい部門)	本 科	普 通 科	8
宇和特別支援学校 (知的障がい部門)	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
宇和特別支援学校 (肢体不自由部門)	本 科	普 通 科	8
新居浜特別支援学校	本 科	普 通 科	32
		産 業 科	8
新居浜特別支援学校川西分校	本 科	普 通 科	8
計			330